

第25期東京都自然環境保全審議会
第3回計画部会
速 記 録

令和3年1月28日（金）

WEB会議

○粕谷課長代理 皆様おそろいですので、これから第3回計画部会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

環境局自然環境部計画課管理担当の粕谷でございます。本日、計画課長の千田が不在のため、私のほうで進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございますので、あらかじめ御了承ください。何か不都合がありましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続いて、会議中のお願いでございます。会議中は常にミュートの状態にしていただき、御発言になる場合はTeamsの挙手機能を使用してお知らせください。部会長が指名しましたら、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。また、カメラにつきましては、こちらから指示がなければ常に映っている状況にしていただければと思います。

続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は計画部会に属する委員・臨時委員7名中6名の方に御出席いただいておりますので、規定により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

続いて、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、ミュートを解除してお返事いただきますようお願いいたします。

佐伯計画部会長。

○佐伯部会長 佐伯です。よろしくお願いいたします。

○粕谷課長代理 よろしくをお願いいたします。

荒井委員。

○荒井委員 荒井でございます。よろしくお願いいたします。

○粕谷課長代理 お願いいたします。

芳賀委員。

○芳賀委員 芳賀でございます。よろしくお願いいたします。

○粕谷課長代理 お願いいたします。

細野委員。

○細野委員 細野です。よろしくお願いいたします。

○粕谷課長代理 お願いいたします。

一ノ瀬委員。

○一ノ瀬委員 一ノ瀬です。よろしくお願いします。

○粕谷課長代理 よろしくお願ひいたします。

須田委員。

○須田委員 須田です。よろしくお願いします。

○粕谷課長代理 よろしくお願ひいたします。

皆様、本日はよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

環境局自然環境部長の和田でございます。

○和田部長 和田でございます。今日はありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○粕谷課長代理 緑環境課長、松岡でございます。

○松岡課長 松岡です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○粕谷課長代理 多摩環境事務所より多摩環境事務所長、近藤でございます。

○近藤所長 近藤でございます。本年もよろしくお願ひいたします。

○粕谷課長代理 同じく、多摩環境事務所自然環境課長、上中でございます。

上中課長、いらっしゃいますでしょうか。

ちょっと通じないみたいですが、よろしくお願ひいたします。

なお、傍聴についてでございますが、本日は傍聴の申出はありませんでしたので、傍聴者はおりません。

それでは、これからの議事進行は部会長にお願ひしたいと思ひます。

佐伯部会長、審議の開会をお願ひいたします。

○佐伯部会長 本日はよろしくお願ひいたします。

これから第25期東京都自然環境保全審議会第3回計画部会を開催いたします。

初めに、事務局から本日の資料の確認をお願ひいたします。

○粕谷課長代理 私から御説明させていただきます。

委員の皆様には資料を事前に送付させていただいておりますが、お手元でございますでしょうか。もしない場合は、東京都のホームページからも御覧いただけますので、そちらからダウンロードをお願ひいたします。URLは、メール及びチャットでお知らせしているとおりですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1が「(仮称)保全地域の保全・活用プラン(概要)」となります。

資料2が「(仮称)保全地域の保全・活用プラン(素案)」となります。

このほか、会議次第と委員名簿がございます。

お手元がございますでしょうか。

大丈夫なようですので、資料の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○佐伯部会長 では、諮問第456号「(仮称)保全地域の保全・活用プランの策定について」審議していきたいと思えます。

では、事務局から資料の説明をお願いします。

○松岡課長 緑環境課長の松岡でございます。

それでは、これから資料の御説明をさせていただきます。

最初に、資料1「(仮称)保全地域の保全・活用プラン(概要)」というA4横の資料を御覧ください。今、画面共有いたしますので、少々お待ちください。

本日、資料1と2がございますけれども、基本的には資料1を御覧いただければ、2の内容につきましても併せて御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に「1 保全地域制度とは」というところを御覧ください。本プランが対象いたします保全地域制度について概要と現状について記載してございます。

御参考までに申しますと、資料2の該当ページで言いますと、2ページから17ページにかけてより詳細に記載してございます。

本制度は、東京における自然の保護と回復に関する条例、通称「自然保護条例」によりまして、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林等を都が指定する制度でございます。保全地域の指定は民有地においても可能ですが、保全地域に指定されますと、建築物の新築等や土地の形質変更などといった自然環境に影響を及ぼす各種の行為に対して厳しい制限がかかると同時に、土地所有者から申出がありますと都が買い入れるという土地の公有化が行われるために、強力に緑地を保全することができる結果、良好な自然環境を将来にわたって保全することが可能となります。

都が保全地域を初めて指定したのは昭和49年12月ですが、以来、令和3年3月までの約47年間で50地域を指定してございます。指定面積は約760ヘクタールですが、そのうち約643ヘクタールは公有地であり、公有地の割合は85%となっております。

続きまして「2 プラン策定の背景」と「3 プラン策定の趣旨・目的」について御説明します。

背景のほうですけれども、人間活動による影響によりまして、国際規模で生き物が急速に絶滅しており、また、生物資源の源となる生態系の劣化も急速に進んでいる。

それから、次の「みどり率」というのは、緑が地表を覆う部分に公園区域と水面を加えた面積が地域全体に占める割合のことですが、都内のみどり率は減少傾向にありまして、動植物の生息・生育地が失われている。

それから、保全地域は間伐や草刈りなどの手が入ることによって良好な自然が保たれますけれども、手入れ不足のために荒廃したり、外来種が侵入することで生態系を攪乱するといった問題も顕在化し、生物多様性の劣化が進んでいる。

それから、保全地域は生物多様性が豊かで、我々はそこから大きな恩恵を受けているにもかかわらず、その価値や魅力を伝え切れていないために、必ずしも都民の方々に十分に活用されているとは言えない。

それから、保全地域の担い手としてボランティア団体は重要ですが、今後、ボランティア人口も減少が予想されるため、担い手不足が懸念される。

こういった背景がございます。

以上の背景を踏まえまして、次の「プラン策定の趣旨・目的」というところですが、都民や企業、学校、自治体、ボランティア団体等の保全地域に関わる各主体に対しまして、保全地域の価値や魅力を踏まえた目指す姿と、これを実現するための課題、その課題を解決するために今後取り組むべき具体的な対策を示すことで、着実に保全地域に係る対策を推進して、価値・魅力を向上していくということをプラン策定の趣旨としてございます。

より具体的なプラン策定の目的といたしましては、次のものを挙げてございます。

まず、保全地域の価値や魅力を向上させる前提として、都内に残された重要な緑地を保全していくために、新規指定候補地の選定についての考え方を整理し、保全地域の新規指定を計画的に進めていく。また、保全地域の価値や魅力を向上させるために、保全地域が都内の生物多様性の拠点として機能できるように、生物多様性に配慮した管理等を計画的に進めていく。保全地域の重要性が都民に理解され、親しまれる存在として機能するよう、魅力ある保全地域を実現するための取組を計画的に進めていく。それから、保全地域における生物多様性保全の取組を多様な主体と連携して継続的に進めるため、多様な活動の機会を創出し、担い手の育成を計画的に進めていく。こういったものを挙げてございます。

続きまして、左下の囲みの部分を御覧ください。こちらにつきましては、生物多様性と保全地域の関係について記載してございます。

生物多様性につきましては、本部会におきまして「東京都生物多様性地域戦略」の改定につきまして御議論いただいておりますので、保全の重要性につきましては御承知と思いますが、ここでは保全地域との関係について記載してございます。

我々は、食糧、エネルギー、物資など、国内外の生物多様性の恵みを受けて社会経済活動を営んでいます。こうした営みは生態系サービスと言われていますが、保全地域におきましては、土地の改変が100年以上ない地域が多く、そのために多くの生物の生存基盤となっているという、まず基盤サービスがあるかと思えます。

続きまして、五感を通して自然に触れ合うことで健康増進等の効果が得られたり、保全活動による新たな交流の場を提供したり、生物多様性の重要性を学ぶことができる場となったりする、いわゆる文化的なサービスがあるということです。

それから、雨水浸透や貯留能力の高い樹林や湿地などを有しているため、周囲の水害を軽減するグリーンインフラ機能が大きい。いわゆる調整サービスがあるかと思えます。

最後に、地域在来の生き物の種の供給源となるとともに、竹林の管理で発生する材木や竹、田畑での農産物などは、体験プログラムでも有効に活用されてございまして、そういう資源となっている、いわゆる供給サービスといったものがございます。

続きまして、右下の囲み部分には、保全地域の価値・魅力について記載してございます。保全地域は、都市公園のように、利用のための造成ですとか施設整備を行っていないために、生き物の生息・生育環境が保全されてきました。そのために、次の価値や魅力があります。

保全地域の価値や魅力といたしましては、緑のネットワーク形成上重要な緑地となっていること、それから、多様な地形や多様な環境が存在することや100年以上土地の改変がないこと、また、ボランティア団体の方を初め多くの方の協力によって保全活動が行われてきたために、多様な動植物が生息・生育するポテンシャルが高いということが挙げられます。

それから、利活用上の価値や魅力といたしましては、生物多様性の恵みとして豊かな自然環境を体感できる。それから、地形に沿った植生や動植物が見られたり、食物連鎖が成立したりするなど、生物多様性の重要性を普及啓発することに適した場所である。それから、保全活動を通じて社会貢献ができたり、人々の交流の場となるといったことなどが挙げられます。

続きまして、資料1の次のページを御覧ください。こちらには「4 目指す姿・課題・今後の取り組むべき施策について」を記載してございます。本編では、31ページから74ページまでに書かれてあるものをまとめたものになってございます。

目指す姿といたしましては、まず3つあります。

1つ目は、東京の生物多様性の拠点として、それぞれの保全地域で、希少種を初めとする在来の動植物が安定的に生息・生育しているということです。保全地域は、開発から守られたために生物多様性が豊かですが、この状況を将来にわたって維持するには、やはり人の手を加えて適切に管理していく必要があります。

2つ目は、保全地域が身近な自然として地域住民や都民に親しまれ、生物多様性保全や保全地域の重要性が理解されている。保全地域が身近な自然として地域住民の方々を初めとします都民に親しみを持って受け入れられるには、その存在意義ですとか重要性を十分理解していただくことが必要だと思います。

3つ目ですけれども、多様な主体と東京都が連携し、保全地域の保全に取り組んでいる。保全地域は人の手が加えられてその価値や魅力が向上しますが、現在、行政以外にボランティア団体や企業、大学といった様々な主体によって支えられています。今後さらに多くの主体に参画してもらおうとともに、これらの主体が連携して効果的・効率的に保全が行われるようにしていく必要があるということでございます。

すみませんが、また2ページ目にお戻りください。続きまして、課題とそれに対する取り組むべき今後の施策というところを御説明したいと思います。

まず、目指す姿の1つ目の「保全地域が都内の生物多様性の拠点となっている」に対応する課題といたしましては、都内の貴重な緑地が保全されていない地域があるということが挙げられます。都は、平成23年度に谷戸の調査を行いまして、生物多様性保全上で重要な谷戸の抽出を行い、令和2年度に再度調査を行ったところ、谷戸の幾つかが開発によって消滅したり改変されていることが明らかになりました。今後も大規模な開発によりまして、谷戸や台地部で消失する可能性があるので、生物多様性の保全上重要な緑地を保全していく必要があります。

こうした課題を受けまして、目指す姿の実現に向けた今後の取り組むべき施策といたしましては、多様な生物の生息・生育する緑地を保全地域に新規に指定するといったことを掲げさせていただきます。

令和元年12月に公表いたしました「『未来の東京』戦略ビジョン」におきまして、都は2050年度までに保全地域として100ヘクタール程度を新たに指定する目標を掲げております。今後、この目標に向けて指定を進めていく必要がありますが、本プランではどのような緑地を指定するかという考え方を示しています。

指定すべき緑地といたしましては、1つ目は、丘陵地の谷戸等や山地において多様な生物の生息・生育環境を有する緑地。2つ目が、台地部において、樹林地や草地に限らず、水辺などの多様な生物の生息・生育環境を有する緑地。3つ目は、その他生物多様性の保全上特に重要と認められる緑地といったものを記載してございます。

これらの緑地のうちから指定していくこととなりますけれども、既に令和2年度に都内の重要な自然環境を有する谷戸や緑地の調査を行ってございまして、専門家の御意見を踏まえ、保全すべき重要な谷戸や緑地を抽出してございます。今後は、この結果を基に開発動向や自然環境の変化の状況、また地権者や地方自治体の意向、保全活動の状況を踏まえながら、総合的に優先度を判定いたしまして指定地を選定していくこととしています。

続きまして、手入れ不足により生物多様性が劣化している地域が多いという課題がございします。保全地域で多く見られるコナラとかクヌギ林は、昭和30年代までは薪炭林として20年程度で伐採更新されていましてけれども、燃料革命以降伐採されなくなりまして、樹木は老木化しています。保全地域に指定したとしても、十分な管理ができないと植生遷移の進行ですとか竹林の拡大、あるいは放棄耕作地の拡大、湿地の乾燥化といった自然環境の荒廃が起りまして、生物多様性が低下してしまいます。

こうした課題に対します今後の施策としてはコーディネート事業を掲げてございしますが、これについては後ほど御説明したいと思います。

また、下の5)にあります「二次林の更新」も掲げてございします。保全地域の多くは、コナラ、クヌギ、イヌシデなどを主要構成種といたしました二次林が広い面積を占めていましてけれども、放置されることで大径木になったり、林床植物が単純化するなど、生物多様性の低下が問題となります。このため、今後はこれらの樹木の伐採更新による生物多様性の向上を検討していくとしてございします。

続きまして、緑地の持つ個性を反映した管理となっていないという課題がございします。保全計画に従いまして、動植物の生息・生育状況等の変化に応じたいわゆる順応的管理を行うためには、これら動植物の最新情報とその解析を踏まえた上で必要な管理を行うことが重要です。

平成23年度から26年度にかけて各保全地域で自然環境調査を実施しましたが、現在も刻々と変化してございします。保全地域それぞれの生物多様性を高める管理を行うためには、各管理主体が緑地の特徴や固有の動植物の状況を踏まえた管理を行うといったことが必要です。

また、3つ下のポツにありますとおり、モニタリングによる現状把握と評価が不十分といった課題もあろうかと思えます。保全地域では、希少な動植物を、これらが生息・生育する環境ごと守ることを目標としているのですが、生息・生育地の管理作業後に、本当に目標に近づいているのかモニタリング調査を行って、調査結果に応じて管理の仕方を変えていく、いわゆる順応的な管理が必要となります。

このモニタリング調査につきましては、保全したい環境全体の変化を捉えやすい指標の設定ですとか調査手法を、専門家の御意見を聞きながら検討していくことが必要となります。

こうした課題に対します今後の施策としては、緑地の持つ個性を反映した管理の推進を挙げています。保全地域はそれぞれの地域におきまして自然環境が異なり、その自然環境に合わせた管理が重要であるため、自然環境調査によって各地域の特徴を把握した上で、その特徴を生かすための作業計画を作成・実施し、その結果についてモニタリングを行って、作業計画の更新に反映する、いわゆるPDCAサイクルによって保全管理を推進していくとしています。

続きまして、希少種の盗掘と密猟が起きているという課題がございます。希少性の高い野生動植物が生息・生育している保全地域では、かねてからこうした盗掘や持ち去り被害が発生してございます。また、希少な生物種の生息・生育地につきましても、踏み荒らしなどによって荒廃が進んでいる場合もあります。

こうした状況を踏まえまして、平成26年度から希少種対策を強化いたしまして、希少種の保護柵ですとか監視カメラの設置、あるいは巡視体制の強化に着手してございます。対策の効果はもちろん現れてはいますけれども、希少な動植物の密猟とか盗掘といった問題が収まっているとまでは言えないということがあります。

こうした課題に対します今後の施策といたしまして、希少種保全対策の推進というものを掲げてございます。希少種の保全対策は、対象種の自生地で個体群を維持回復していきまます生息域内保全、それから、域内保全だけでは絶滅の危険性が高い場合には、個体や遺伝資源を自生地以外の人間の管理下で保全する生息域外保全があります。

保全地域における希少種保全対策は生息域内保全を基本といたしまして、対象とする動植物の生息・生育環境の適切な管理によりその個体数を増やしていくことを目標とします。生息域内保全としては、希少種の生息・生育地を保全するいわゆる場の保全を行っていきます。また、踏み荒らしや盗掘対策として、希少種保護柵ですとか監視カメラの設置などを引き続き実施していくとともに、野生動植物保護地区の見直しも検討していきます。生息域外保全

といたしましては、野生状態では絶滅危険性の高い種を対象に、保全地域外で飼育・栽培による保護・増殖を行っていくとさせていただきます。

続きまして、外来種による在来種への悪影響があるという課題です。外来種は環境への適応力が非常に高く、繁殖力が強いので、在来の生き物の生息・生育地を奪ってしまったり、外来動物が在来の植物や動物を捕食して個体数を減少・絶滅させたり、在来種との間に交雑が起こって地域の生態系を攪乱するといった生物多様性の低下を招いてございます。

保全地域におきましても、国外外来種や国内外来種といった外来生物が人の手によって運ばれたり、意図的に自然界に放たれたりすることによって、在来の生き物に大きな影響を与えるようになっていきます。横沢入里山保全地域では、自然探検プログラムの中でザリガニ釣りをするなど、アメリカザリガニの駆除に取り組んできましたけれども、低密度化を実現する駆除には至っておらず、水生植物の減少に影響を与えています。外来生物に対しましては、地域ごとに現状を踏まえて関係者が一丸となって取り組むことが必要となっております。

こうした課題に対する今後の施策として、外来種対策の推進ですが、既に取り組んでございますアライグマやアメリカザリガニ、オオカワヂシャといった外来種の駆除に加えまして、今後は、その他の外来種につきましても、できる限り早期に、また優先順位をつけながら、各保全地域の状況に合わせて計画的に外来種の駆除を行っていくことを検討していくとさせていただきます。

続きまして、生物多様性だけでなく安全にも配慮した適正な管理が必要という課題です。樹林の林縁部におきましては、林内と異なって光がよく差し込むために、低木や草本類等の多様な植物が生育し、これらを食草や隠れ家といたします昆虫類ですとか鳥類などの生き物が多く見られる場所でもあります。

一方、林縁部におきましては、道路、住宅、鉄道といったものに接した場所も多く、安全・安心に配慮した適正な管理を行っていくことも必要です。近年は、甚大化しております台風ですとか、ナラ枯れ病などの影響によりまして、樹木による被害の発生が懸念されております。近隣に被害を及ぼさないような林縁部の管理や樹林地内の安全管理といったものが求められています。

あと、指定からかなり長い時間がたってございます保全地域におきましては、看板やフェンス、ロープ柵、木道といった管理施設が老朽化いたしまして、利用や管理の点から改修が必要となっているといった課題があります。

こうした課題に対する今後の施策といたしましては、林縁部の保全事業の推進を掲げてご

ざいます。住宅や道路、鉄道等の境界から5メートルの範囲の樹木を伐採いたしまして、草地を中心とした林縁環境を創出することによって、低木や草本類等を食草、隠れ家などにいたします昆虫類ですとか鳥類などの動植物が利用できるようにしていくと書いたことを書いてございます。

それでは、3ページ目を御覧ください。

目指す姿の2つ目の「保全地域が都民に親しまれ重要性が理解されている」ことに対する課題といたしましては、まず、各保全地域の存在や意義、魅力を十分伝えられていないことがあります。保全地域は、公園などと異なりまして、自然の保護と回復を目的としたものであるため、利用のための案内や施設は必ずしも設けておらず、入り口が分かりにくいですとか、立入りも戸惑うような場所も少なくなく、近隣でもその存在が必ずしも認識されているとは言えないということもあります。

都民に広く保全地域への理解を求めるためには、保全地域の普及啓発をさらに進めていくとともに、保全地域周辺においては地元の方々が身近な保全地域を知って、保全に関わる機会を増やしていくことが求められます。

また、先ほども御説明いたしましたけれども、生物多様性だけではなく安全にも配慮した適正な管理が必要という課題の一つとして、看板やフェンス、ロープ柵といったものが老朽化して改修が必要となっているという課題があります。

こうした課題に対する今後の施策として、保全地域の情報発信等の推進を掲げてございます。保全地域の普及啓発を推進するために、保全地域の存在意義や果たしている役割、豊かな自然の魅力等について情報発信を充実していきます。保全地域の役割や魅力、保全の成果を伝えるためのコンテンツを作成し、ウェブサイト「里山へGO!」での紹介ですとか、保全地域内におけるQRコードを活用した看板の掲示、体験プログラムでの配布などを検討したり、360度動画を活用した新たなコンテンツの充実などを検討していくとしています。

一方、保全地域内にあります柵、木道、看板等の管理施設の中で老朽化しているものにつきましては、本来の役目を果たしていないので、優先順位の高いものから更新の検討をしていくとしてございます。

続きまして、生物多様性や保全地域の重要性が十分認知されていないという課題です。令和2年度に行いました都政モニターアンケートでは、生物多様性の意味を知らない、あるいは聞いたことがないという都民の方が半数以上を占めてございまして、生物多様性の認知度は低くなってございます。このため、生物多様性保全を初めといたしました保全地域の役割

とか重要性は都民に十分理解されていないという状況になります。

こうした課題への今後の施策といたしまして、各自然体験プログラムにおける普及啓発といったものを掲げています。これまで企業と連携した「東京グリーンシップ・アクション」、大学と連携した「東京グリーン・キャンパス・プログラム」、都民向けの保全地域体験プログラムといった各自然体験プログラムにおきましては、この保全地域はどうして重要なのかとか、今日体験した管理作業はどのように生物多様性の保全につながるのかといったことにつきまして、必ずしも伝え切れてこなかったということがあります。今後は、生物多様性保全の重要性ですとか保全地域の役割を伝える普及啓発ツールを作成いたしまして、プログラムの導入部分などで紹介していきたいと思っています。

最後、目指す姿の3つ目の「多様な主体と連携し保全地域の保全に取り組んでいる」ということに対する課題として、まず、担い手が十分確保されていないという課題があります。保全地域のボランティア団体は、団体の結成から年月がたっていて、活動当初からいらっしやった会員の方が高齢になっている団体も多く、新たに会員を増やすことが難しく、会員の高齢化や固定化が進んでいる団体も見受けられます。保全地域では、先ほど申しました「東京グリーンシップ・アクション」ですとか「東京グリーン・キャンパス・プログラム」などによりまして企業とか大学のボランティア活動を受け入れておりますけれども、活動地域はまだ限られているという状況でございます。また、「東京グリーン・キャンパス・プログラム」におきましては、現在、大学との連携による活動に限られているということでございます。

こうした課題に対する今後の施策といたしまして、まず、ボランティア団体の活動を支援する保全地域サポーターの運用を掲げています。ボランティア団体が抱えている構成員の高齢化や固定化、あるいはマンパワー不足といった課題を解決するために、自然体験プログラム等を実施してボランティア人材の掘り起こしと定着を図ってきたのですが、既設団体への新規加入者はなかなか増えていないという状況があります。既設のボランティア団体に加入するのではなくて、いろいろな緑地で活動を行いたいとか、自分の時間のあるときに気軽に出かけたいといった都民の方々の様々なニーズに対応するために、ボランティア団体に必ずしも加入していなくても、ボランティア活動を支える保全地域サポーターの認定を今年度から開始しております。今後はサポーターの認定を推進するとともに、ボランティア団体とサポーターとのマッチングを図って、保全地域で活動します人材の確保につなげていくとしています。

また、「東京グリーン・キャンパス・プログラム」の対象拡大を掲げております。例えば、現在「東京グリーン・キャンパス・プログラム」におきましては大学生を対象としておりますけれども、今後はさらに若い世代を対象を拡大していくことを検討していくとしております。

また、体験プログラムの拡充というものを掲げてございますが、初心者でも気軽に保全活動を楽しめます「保全地域体験プログラム」は、平成27年度の開始以来、着実に参加者数やリピーターが増加いたしまして、人気が高くなっているということがあります。今後は、都民の方々の多様なニーズに応じていくために、実施回数を増加したり、あるいは家族向けなどの初心者から、もっと進んだ経験者の方まで、習熟度に合わせたプログラム内容の充実を図っていききたいということで、こういったものを検討していくとしてございます。

続きまして、ボランティアのさらなる技術力の向上が必要という課題です。体験プログラム等は保全地域の活動ボランティア団体と連携して運営されてございますけれども、保全地域の生物多様性を高めていくためには、ボランティア団体の方々の知識とか技術を支援していく必要がある。こうした課題に対する対策としては、ボランティア技術講習会の拡充を掲げています。現在、ボランティア団体の方に実践的なスキルを身につけていただくための「東京グリーン・スキル・プログラム」を行っていきまして、これは管理作業の機械の使用法ですとか救命救急講習といったものを主な内容とする講習会でございますが、今後は、生物多様性保全に関する知識・技術の習得ですとか、保全活動時の安全管理講習を行いまして、ボランティア技術の底上げを図っていくプログラムの拡充を検討していくとしてございます。

続きまして、地域との更なる連携強化が必要という課題があります。保全地域では、これまでボランティア団体が企業・大学など多様な主体と連携いたしまして保全活動を進めてきました。一方で、近隣の学校ですとか自治会、地元企業との連携はまだまだ少ない状況でございます。また、保全地域体験プログラムは、区部からの参加者は多いのでございますけれども、近隣住民の参加者が必ずしも多くないといった傾向があります。保全地域は住宅街に接した場所も多くて、その維持には近隣住民の方々の理解と協力が欠かせないということがありますので、今後は各地域のボランティア団体の方々と相談しながら、地域との関わりを進めていくことが課題となっております。

そういった課題に対する対策として、地域の団体・学校・住民等と連携した活動の促進といったものを掲げています。先ほど申しましたように、近隣の自治会や企業、学校等との連携がこれまでは必ずしも十分に図れていなかったため、こうした主体にも参画していただく

ために、今後はより地元に向けた定期的な体験プログラムを開催したり、地域団体と連携した保全活動について検討していきます。

次に、多様な主体が関わる効果的な管理体制の構築が必要という課題です。50地域あります保全地域は、立地や地形、自然環境、社会的条件、それぞれが様々な特徴を有しているということがあります。現在、保全地域には32のボランティア団体の方に関わっていただいています。ほかに企業、大学の活動、都民参加の体験プログラムなどにおきまして多様な主体が関わっています。こういった多様な主体とともに、保全地域の保全管理や活用を進めていくには、各地域の自然環境の状況ですとか各主体の特徴に応じたきめ細かい対応が必要となってきます。

こうした課題に対しては、今後の施策といたしまして、コーディネート事業の推進といったものを掲げています。先ほど説明を飛ばしましたので、ここで説明させていただきますが、保全地域の管理・活用に当たりましては、東京都とか地元自治体、環境公社といった行政関係の団体のほか、ボランティア団体や各自然体験プログラム参加者等の多様な主体が目標を共有いたしまして、その目標に至ります手法を確認しながら役割分担に基づいて進めていく必要があるということで、このため、環境公社にコーディネート機能を配置いたしまして、有識者の意見を踏まえながら、各主体との合意形成等、それから、事業全体の調整を行いながら生物多様性の魅力を向上していくといった取組を推進することとしています。

次に、保全活動による経験・ノウハウの集積、共有が十分できていないという課題です。ボランティア団体の活動情報が必ずしも十分集積できていないということがあります。例えば、図師小野路の歴史環境保全地域では、生物多様性の配慮と両立した伝統的な農法による管理を実施し、評価されていまして、これが引き継がれておりますが、これらの技術がほかの地域で共有され、あるいは応用されるまでには至っていません。それから、平成25年度から開始したアドバイザー派遣による技術支援の内容も、ほかの保全地域に応用できる技術もあるのですが、そういった情報の共有も十分できていないということがあります。各ボランティア団体の方々が持つノウハウを保全地域全体で共有し、生物多様性の保全管理技術を高めていく必要があろうかと思えます。

そのために、今後の施策といたしましては、ボランティア団体の技術交流等の推進といったものを掲げています。現在、都の担当者と各ボランティア団体の方々との間で、年に1回、東京都保全地域活動ボランティア交流会といったものを開催してございますが、ここでほかの取組事例の紹介までは行ってこなかったということがありますので、今後、こうした交流

会場の場などを活用したり、新たに活動報告会などの機会を設けまして、各保全地域における取組事例ですとか先進事例を紹介したり、見学会を開催したりして、ボランティア団体の方々の技術交流の推進を検討していきたいと思っています。

以上で説明を終わります。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

2050年度までに約100ヘクタールということで具体的な目標を持ったプランの紹介をいただきました。基本的にすごくいいことだと思うのですが、たくさん考えていくべきこともあるかと思います。

今、説明いただいた資料について質問ですとか意見がありましたら、Teamsの挙手機能を使用して手を挙げてお願いいたします。そうしましたら、私から指名しますので、ミュートを解除して御発言をお願いします。

須田委員、お願いします。

○須田委員 須田です。よろしくをお願いします。

私、この検討会に出させていただいて議論させていただきましたが、今、改めて拝見して、1つすごく大きなことを見落としていることに気づきました。それはどれかという、希少種のところですね。この前のページかな。本文だと多分53ページからになると思うのです。

保全生態学の分野では、神羅万象の生き物を3つにカテゴライズして評価していくのが通常なのですね。それは何かというと、普通種と希少種と絶滅危惧種なのです。普通種は普遍的に見られる生き物で、希少種は、名前のおり、もともと個体数が少なかったり、分布範囲が狭かったりする、俗に言う珍しい生き物です。では、残りの絶滅危惧種は何かというと、過去に希少であったか普通種であったかは問わずに、ほとんど人為的影響なのですけれども、何らかの影響において絶滅に瀕するほど個体数とか生息範囲が狭くなったものです。保全地域で希少種保全の中で述べるべきは、恐らく、その希少種だけではなくて絶滅危惧種も保全の対象になります。なので、きちんとした用語の使い方としては「希少種・絶滅危惧種」とするのが適当かなと思いました。

あと、何で保全地域で希少種や絶滅危惧種を守らなければいけないのかということも恐らく少し触れておいたほうが。53ページの文のところですね。触れておいたほうがいいかなと思っています。希少種や絶滅危惧種が残っているということは、その地域がその種の生息のとりでとしてまだまだ何とか環境が維持されていることを示します。そういうものが生き

残れているというのは、保全地域の自然環境や生態系の健全性を表しているわけです。つまり、保全地域の自然資源としての質の大きな部分、残されている主要な部分を示しているのが希少種や絶滅危惧種の存在であるので、その地域の自然環境や生態系を特徴づけるものとして保全上重要なもの。それらを保全することは、保全地域全体の自然環境や生態系の保全につながるものとして特出しでやりましょうという形になると思うのです。そういうところに少し触れておいてもらえると。

よくあるのは、選別主義みたいなことが起こってきていて、絶滅危惧種とか希少種なら守るけれども、普通種はどうでもいいやみたいな考えに陥ると非常に危なくて、普通種とかは普遍的な環境がしっかりしているからこそ、その上にしか立つことができない希少種とか絶滅危惧種が残れるわけであって、その基礎である普遍的な環境とか生態系を守っていくことこそ保全地域には非常に大事なことなのです。その部分が抜け落ちないような記述になっていると望ましいかなと思います。

続いてもう一点いいですか。簡単なことなのですからけれども。

先ほど見せていただいたA4横の資料の2ページ目の6)に「伐採による生物多様性の向上」と書かれていますけれども、横に「安全にも配慮した」と書かれているので、「樹木の伐採による安全と生物多様性」とここに「安全」という言葉を入れておいたほうが。「安全性と生物多様性の向上」かな。そういうふうな形にしておいたほうが望ましいと思いました。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

今の御指摘について事務局から何かありますか。

○松岡課長 貴重な御意見をありがとうございました。

希少種と絶滅危惧種につきましてはそのような表記にさせていただきたいと思います。

また、3つ目に御指摘いただきました林縁部の関係です。そちらにつきましても表記のほうは改めさせていただきたいと思います。

それから、2つ目におっしゃっていただいた件ですけれども、今、お示ししている保全・活用プランの52ページに「『場』の保全」という形で、今、先生がおっしゃっていたようなものは書かせていただいています。改めてもう一度記載を見直して、正確に意図が伝わるようにさせていただきたいと思ってございます。

どうもありがとうございました。

○須田委員 ありがとうございました。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

では、一ノ瀬委員、お願いできますか。

○一ノ瀬委員 一ノ瀬でございます。

御説明いただき、ありがとうございます。最初に部会長からお話があったみたいに、2050年までに100ヘクタールもの面積を増やそうというのは、非常に野心的で重要なことかなと思います。

そういう前提で伺うのですが、私がよく分かっていないこともあるかなと思ったのですが、そもそもこのプランは初めて作られるものなのかどうかというのがよく理解できていなかったのです。初めてか初めてではないか、それに関連してのことは余り関係ないかもしれないのですが、本文というか資料2のほうもまだちゃんと細かくは見られていないのですが、最初に、二千何年かに100ヘクタールと決めた大きなプランがあってというのは分かったのですが、それ以外、この審議会の中でも、これまでも例えば自然公園についても議論してきていますし、当然ですけれども、東京都の場合には、部署は異なりますけれども、都市公園等もあったりして、様々な自然環境、緑地等を保全なり活用なりしていると思うのです。そういうものとこのプランがどういうふうな関係であって、どういう部分を担うのかというのが、今回いただいている資料からはちょっと分からない。

なぜそれを聞きたいかと言えば、今、御説明いただいた中のそれぞれのエリアごとにこのぐらいずつ増やそうみたいなものが、最後、数字も実際に入っているのですが、例えば東京都全体を見たときに、もし生物多様性だったら、その視点からどういうところの保全が足りないのかということから考えていかなければいけないような気がするのです。それがいない状態でいきなり里山のところでどのぐらいとかというのが出てきても、それが適切なのかどうか分からないということです。

もう一つ、先ほど御説明いただいた内容の中の後半は、担い手の問題だったと思います。それは非常に大事なのですが、この話は、保全地域だけの問題では全くなくて、いろいろなところで問題なのだと思うのです。保全地域に限ってここで議論するのか、一般的なことも含めてここのプランの中に書き込むのか、そこの仕分けもよく分からなかったのです。なので、保全地域の保全・活用プランということであれば、そこにフォーカスした意味での担い手の問題であり、あるいは担い手がどういう役割を果たすのかということに絞って議論されるのがよいのではないかなというのが伺っていた印象です。

すみません。3つぐらい申し上げましたけれども、以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。どれも重要な指摘かと思えます。

まず、事務局からお願いできますか。

○松岡課長 ありがとうございます。

まず大きな話といたしましては、先ほども説明したように、東京都全体でみどり率というものが減少しているということがあって、少しでも緑を増やしていかなければいけないという思いが東京都としてあります。ですので、その保全地域は、冒頭申しましたとおり、保全する上では公有化もできるという、非常に強力に緑地を守っていけるということがございますので、そういった意味で、担保性が非常に高い緑地の制度であるということで、それが1つ大きな理由になっています。

もちろん、公園とか自然公園とか、そういったものと一体となってやっていくというのはあるかと思うのですが、まず、我々の局として、持っているツールとして非常に大きいものが保全地域だったということがあるので、それを活用して進めていきたいと考えるところです。

特に、先ほど来申しているように、保全地域は昔から開発がされてこなかったということがあって、生物多様性の保全上のポテンシャルが非常に高いこともあって、質の面でも非常に優れているかと思えますので、そういったところを東京都としてはぜひ残していきたい。もちろん、ほかの緑地も、それぞれ生物多様性の点では意義があることだとは思いますが、特にそれが非常に顕著に表れている保全地域において進めていくのが必要なのかなと考えてございます。

それが1つ目でございます。

初めてかどうかという御質問があったかと思うのですが、制度開始以来47年たっではいるのですが、こういったプランを作るのは初めてでございます。やはりそれは、緑に対する、生物多様性の保全に対する危機感といったものが生まれているために、今後、100ヘクタールは少なくとも確保することによって、なおかつ、エリアを確保するだけではなくて、きちんとした管理を行って、質の面でも有用性を高めていくといったことを進めていきたいと思っているところでございます。

それから、担い手が大事というのは、おっしゃるとおりで、それを掲げさせていただいていますが、確かに、保全地域以外のところにつきましてもこういった担い手の問題を抱えているかと思うのです。我々は、例えば緑のボランティア指導者育成講座というのをやっているのですが、あちらにつきましても、必ずしも保全地域に参加されている方だけではなくて、

ほかの公園とか、そういったところで活躍されている方についても我々のほうで実施しているのです。ですので、それはお互いに共通しているところだと思っています。ただ、我々が所管しているのが保全地域だということで、今回そこにターゲットを絞ってこちらのほうに書かせていただいているということで、担い手不足がほかの緑の保全において全体的な問題だという認識はもちろん持っています。

以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

○一ノ瀬委員 すみません。最初の点だけ一言だけ。

御説明ありがとうございます。最初おっしゃった点、私は特に大事だと思っていまして、担保性が高い制度であるので、そうであれば、逆に、その生物多様性とかという視点の時に、利用とかは前提としないけれども、希少種の保全とかには向いているということがあり得ると思うのです。そのことによって優先順位がつけ得ると思うので、この保全地域の性格に合わせたプランが入ってくるべきではないかと思っています。

ありがとうございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございます。

もう一つだけ私から補足です。

私の理解では、恐らく、土地取得が可能であるという制度でもあるので、開発の危機にかなり面しているような緑地をターゲットとしていて、なおかつ、100ヘクタールというきちんとした目標もありますので、これから実際に保全地域を増やしていくときに、地域の人たちと交渉していったり、場合によっては土地取得を考えていくというようなプランになっていくのだと思います。

その際に、こういうプランがしっかりしていると、実際に地域の人たちにもどういうコンセプトでこの保全地域を指定していきたいのかという説明にもなってくると思うので、そうしたところで大事な制度になってくるのかなと思いました。

一ノ瀬先生が言われるように、この制度そのものが持っている強みをもう少し意識したプランになっていくといいと思いますし、あと、並行して進められている「東京都生物多様性地域戦略」とか、そういった都の戦略の中でどういう部分を担っていくべき計画かというところが深めていけるといいのではないかと思います。

一ノ瀬委員、ありがとうございました。

次は、細野委員、お願いできますでしょうか。

○細野委員 細野です。

すみません。専門的な話が多くて大変勉強になったのですが、市民からとして言わせていただくと、計画的な担い手の育成というところが一番気になりました。体験プログラムの補充ということで資料を送っていただいたと思うのですが、**「里山へGO!**」のメンバーズカードで、8回参加するとグッズがもらえるというのは、1回の体験ではなくて継続した担い手、興味を引くという点ではすごくいいと思いました。

ただ、ボランティアの技術の向上やスキルの継承などを求めるのになぜ無償なのかというのがすごく気になります。そこのお金はどこから出てくるのかは分からないのですが、技術を受け継ぐ、ないしは受け継いでいくということに対して、敬意という形で有償にはできないのかということが気になりました。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

確かにそうですね。事務局の側としては、その点どのように考えられていますでしょうか。

○松岡課長 ボランティア団体の方ということで営利を目的とされていないので、しかも、保全活動自体は我々東京都が基本的にはやることになってございます。一方で、東京都だけではとても全50地域の広いエリアを管理し切れないのも事実ですし、各保全地域の地元の方々が特色とかそういったものを一番御存じだと思うので、そういった意味では、ボランティア団体の方々が東京都の一部分を担っていただいているというような考え方もあろうかと思えます。そういったものに対しては、都としても支援というか、技術も含めて積極的に担っていただきたいという思いで無償にしてきたと考えられると思えます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

細野委員、いかがですか。

○細野委員 大丈夫です。よく分かりました。ありがとうございます。

○佐伯部会長 ボランティア活動の継続はやはりすごく大変なことかと思うのですが、そのサポートの一環としてそうした研修とかを補助していきたいという考え方でよろしいでしょうか。

分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、次に、芳賀委員、お願いできますか。

○芳賀委員 芳賀でございます。

私もボランティアですとか担い手のことについて意見を述べさせていただければと思うの

です。

よく都民の森の主催で奥多摩に行きます。大体月に1回ぐらいは行っているのですが、山に入ってみますと、今、鹿等の野生動物が非常に増えていて、下草は、鹿が食べないもの以外はもう食べ尽くされてしまっているという感じで、保全しなければいけない植物などももう全部食べられてしまっているという状況です。野生動物の駆逐等も含めて、人が足りないというのがよく分かります。

私自身も環境のNPOをやっているのですが、中高年が多い。若い人がたまに見にくるので、中高年がばーっとがん首を並べているのを見ると恐らくぞっとしてしまうのだと思うのですが、なかなか継続してもらえないというところで、若い人をどうやって育てていくか、中に入れてもらうかということが課題になっているのです。

山に行って自然の活動をしていて思いますのは、ボランティアとして来る都民の人たちというのは、会社を休んで行っているわけなので、いったら、非常に大きな心の御馳走みたいなものを求めている、非日常的によかったなと思うものを求めているのですが、意外に地元でやっている方というのは粛々と作業をされていて、日常生活の一環の中でやっているというところで、精神的なギャップをすごく感じるのです。もう少しその融和ができると、ぶらっと行って活動する都民の人と地元の人との融和とか継続性が生まれるのではないかというのをここ数年間ずうっと考えているところでございます。

この前もちょっと見学に行つてすごく参考になったのが山梨県の小菅村です。東京都の水源になっているところで、御存じのとおり、人口700人ぐらいしかなくて、95%が森林というすごく不便なところなのですが、今、若者を中心として移民者が増えているということです。ボランティアで山の仕事をやりたいという人とか、白人の若者とか、そういった人たちが集まってきている。移民が増えて、そこに住みたいという人が増えるぐらいなので、ボランティアをやりたいという人も当然増えるのですが、何で小菅村というのはそんなに人気なのかなと思う。

例えばNIPPONIAというリノベーションのプロが来て、村の廃墟になったところをリノベーションして、彼らはまた地元の若者を使って仕事の間を作ったりとかやっています。また、恵比寿にあったビール工場が本社を移転して、水源林の水を使ってワインを作ったり、酒を作ったり、ビールを作ったり。やはりおいしいではないですか。それを地元で飲むということをやったり。あとは、サイクリングのための業者を地元の人がやったり。そういう形で、点だったものが線になって、面になって、そこに若者が、あっ、面白いぞということで入っ

てくるのです。若者もこの自然みたいなものをすごく求めている。若者を引きつける力があるところには当然ボランティアもあるので、ボランティア団体もそういう努力とか引きつける魅力みたいなものを学んでくれればいいなと思っています。

小菅村に関しては、実はJRがコーディネートして、地元の人たちと業者さんなどを結びつけてやっていて、それがうまく成功しているなと思うのです。先ほど東京都がコーディネート機能というお話をされたのですけれども、特に地元のやる気のある若者とかをどんどん引き上げて、あと、全国で成功している業者さんなどとの接点を作って、地域に魅力を作るということをやっていただくと、日頃冷めている地元のボランティアの方たちもどんどんと火がついてくるのかなと感じております。

以上、雑駁ですが、感想でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

若い人たちに積極的に関わってもらうためにはいろいろな工夫が必要なのではないかと思うのです。現在、32のボランティア団体が既に関わられているということですが、その点についてはいかがですか。事務局でコメントありましたら、お願いします。

○松岡課長 先ほど、実際に高齢化ですとか固定化が進んでいるというお話をしましたが、例えば「里山へGO!」とかにリピーターで参加されている方が地元のそういうボランティア団体の方のところになかなか入れないというのも実際に課題としてあるというのは存じています。そういったところを埋めるために、先ほども御説明しましたけれども、このたびサポーター制度を設けました。少しでもそういうより若い方々が参加して、ひいてはボランティア団体のほうに入っていただくとか、そういったことも進められるように、そういう制度をこのたびうちのほうは進めて、今後とも引き続きやっていきたいと思っていますところでは。

またさらに、ほかのイベントにおきましても、もっと若い方に参加していただけるように。例えば「東京グリーン・キャンパス・プログラム」は、今、大学生だけなのですが、さらに若い方に勧められることも併せて検討していきたいということで、より若年層というか低年齢の方にも興味を持って参加していただけるような仕組みを一応考えているところでございます。

以上でございます。

○佐伯部会長 先ほど年1回の交流会のようなものがあるというお話もあって、芳賀委員が言われたような、例えばうまくいっているようなところでいろいろなお話をさせていただいたり、そんなことを織り交ぜていってもいいのかなと思いました。

その一方で、都市のほうの自然体験とかボランティアの活動というのは、働き世代の人たちからすると、ずうっと長い期間継続していくという関わり方も、もしかするとちょっと難しい部分もあるのかもしれない、私の友人とかですと、継続は求めないけれども、割と気軽な形で一日何か作業を体験に来てもらうとか、そのようなことを通じてもっと知ってもらうということを進められている人もいました。大きな課題かと思います。ありがとうございました。

では、荒井委員、お願いします。

○荒井委員 御説明ありがとうございました。全体としては取り組むべき施策についてまとめていただいている。質問というか、先ほど一ノ瀬先生が後段でおっしゃったところに対する同意であり、その後にお答えいただいたことに対するコメントにはなるのですけれども、後段のところの、今ずっとお話に出ている多様な主体との連携というところは非常に重要だと思います。御苦労があるのも十分分かってはいるのですけれども、2点あって、72ページとか73ページ。

先ほどちょうどコメントというか御説明があったように、近隣学校との連携がなかなかうまく回っていないというのは十分分かります。この点もありますし、69ページの広報の手段に関してもかなり悩みが多いというのも、そうなのだろうなと思います。この部署単体でやっているとはやはり限界があるのは、一ノ瀬先生のおっしゃるとおりだと思います。

うちもちょうど卒論をやっている、みんな調べると、公園の関係の運営に関しても、再生可能エネルギーのアピールに対しても、広報についてはみんな同じような状態になっていて、広報はしているのだけれども伝わっていない。もちろん、各自治体さんの広報は出しても、それはなかなか見えていないという状態があって、多分、単独の部署だけでやるとどうしても回り切れないところが多々あるのだろうと思うのです。全体的な仕組みを作っていないと、せっかくいろいろな取組をされているのに、もっと踏み込まないと伝わらないのはみんな同じ状態なので、ばらばらやるよりは全体的な仕組みをうたい上げたほうがいいかなという気は強く思います。

あと、先ほどもおっしゃっていましたが、まずは大学生からというのは分かるのですが、うちの学生を見ていても、大学生になってしまうとちょっと遅い感があります。そこら辺になると、好きな子はやっているのですけれども、正直、全く興味がない子というのは、多分もうちょっと若い頃からやらないと、土とか虫とかは生活の中にはないですぐらしいの勢いになってしまうので、より若年化していく必要があるのかなと思います。

一方で、私も別の景観のこととかをやっている、公立の学校さんになるとどうしてもいっぱいいっぱい手が回りませんというお話がある中で、私立で小・中・高とかずっとやられている学校の中では、長期のビジョンにわたってそういう自然活動というのをわざわざ組み込んでやっているところもある。農大でも小学校はあって、そういうことに対して御両親も子供たちも食いつきがいいということがあるので、様々な手を尽くして、仕組みとして小さい頃から組み込んでいくことが必要かなと思う。

うちの娘は公立へ行っていて、東京ではないですけども、1回だけやると子供って抜けてしまうのです。行ってトンボを捕まえたけれども、それで終わりとなってしまいますので、やはり繰り返しがどうしても必要になる。それこそ、長い目で見てプログラムを組んでいただける教育機関というのはターゲットだと思いますので、そこら辺の仕組みを全体で組めるといいのかという気がしました。コメントになってしまうのですが、ぜひその大きな仕組みを作られるといいかなと思います。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

事務局からいかがでしょうか。

○松岡課長 御意見ありがとうございます。

ほかの取組との協働した広報とか、そういったことは今後も考えていきたいと思ってございますし、また、若年齢化ということで、高校生、中学生、小学生といったところへ広げていければと思いますし、公立だけではなくて私立もというお話もありましたので、そういうところも検討していきたいと思ってございます。ありがとうございました。

○佐伯部会長 須田委員、お願いします。

○須田委員 先ほど一ノ瀬委員からあった保全地域の在り方ですね。例えば、隣接する緑地との連担制を考えたほうがいいのではないかと、東京全体の緑とか生物多様性の在り方の中で保全地域を配置していくべきではないかみたいなお話があったかと思うのです。私もまさしくそうだと思っていて、基本的には保全地域というのは、東京都が持ち得る生物多様性を保全するための緑地を確保する切り札だと思っているのです。これが一番強いものだと思うのですが、今まで拠点防衛という視点でかなり指定されてきたというふうに認識しています。それは結果的にいいところが結構押さえられているので、いいとは思っているのですが、東京都全体の緑の中において、生物多様性の中において、今後どういったふうに配置していったら、確保していったら効率的なのか。あと、既存でもう確保されて

いる場所の間のどこをつないでいったらいいのか、例えば既存である場所の隣接地をどのくらい取ったらいいのかということも、今後の視点の考えの一つとしてしっかり持っていたけるといいかなと思います。これはプランの中に書き込むことでもないかもしれませんが、基本的な保全地域の考え方として重要になってくるのではないかなと思います。

あと、隣接緑地であっても、都立公園、特に多摩丘陵とか丘陵地エリアの都立公園は、今、レンジャーさんも配置されていて、各公園、生物多様性事業にかなり舵を切っていて、私も年に何回も視察に行ったりするのです。例えば平山城址公園は隣接して堀之内の保全地域がありますね。視察に行って、すごくきれいに下刈りとかされていて管理されているところから、急に笹やぶになって、どうしたんだという、あそこから保全地域ですと言われるのです。保全地域でも民有地だと行政が手をつけるのはなかなか難しいかもしれませんが、あれをうまく連担すれば、もっといい形で、もうちょっと保全地域のほうに入り込んで刈込みができればもっといいのではないかなとか、反対に、公園側がこうしてくれると保全地域の質も上がるのではないかなみたいなことがあると思うのです。なので、そういう積極的に生物多様性のことを考え始めている部署とかは綿密に協議されて、連担制というものの上から多様性の維持・保全を考えていただけるといいのかなと思います。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

どういう場所に必要かというのを考えていくことも大事だと思いますけれども、今の時点で何かビジョンとか考えのようなものがあれば、お願いします。

○松岡課長 ありがとうございます。

有識者の検討会のほうでも須田先生にいろいろ御指摘いただきました。そういった意味では、できる限りその生物多様性の観点から、重要なところを、全体を見ながら指定していければと思っています。

また、ほかの公園制度とかの連担といったものにつきましても、建設局等と協力しながら進めていければと思っています。

ありがとうございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

○須田委員 ありがとうございます。

続いてちょっとすみません。例えば、前の期の第4回計画部会の資料とかを見ると、例えば「戦略13 水と緑溢れる東京戦略」とか「緑確保の総合的な方針」とか、平成28年3月

に改定されているのですけれども、例えばそれに「緑の系統図」が載っていますね。そういうふうな既存の東京都の緑地計画みたいなものにうまく乗っけてしまうとか、反対に、保全すべき場所の在り方からそういうものの次回の改定に結びつけていくとか、そういうことをすると、外に向けての意味づけとか理由づけもうまくできるのではないかと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○佐伯部会長 ありがとうございました。

まだ時間がありますが、その他の方からほかに御意見ありましたら、お願いいたします。いかがでしょう。

もし皆さん考え中であれば、私が感じたことを、せっかくですので発言させていただきま

す。

私も、保全と利用のバランスというのはすごく大切で、どちらもうまくいけばとそれにこしたことはないのですが、50も保全地域があると、この場所は生物多様性とか希少な種の保全をメインにして、できるだけ外部からの利用というのは。例えば、外来種が入ってくるかもしれないとか、盗掘が起きてしまうかもしれないというリスクよりも、今あるものを守るというのを優先するような場所もあると思うのです。

その一方で、現在、ボランティア活動とかが大変うまくいっていて、皆さんにとって保全地域に入って何か活動することが既に当たり前になっているような場所もあるかと思うのです。IUCNとか、保護地域のいろいろな種類があって、保全を重要視する場合の管理の仕方と人々に使ってもらうことを重要視する場合の管理の仕方は全然違うことも、皆さん、すごくイメージできることだと思うのですね。ですので、どちらも重要とうたうのはいいと思うのですけれども、場所ごとにその濃淡については丁寧に考えていく必要があるのではないかと思いました。こうした全体のプランを作ることはいいのですけれども、管理の仕方が画一的になってしまって、どこも同じような形の管理をする必要はないと思うのです。むしろ一個一個のよさとか、生物多様性の特徴とか、地域の人たちの関わり方を丁寧に見ていって、それぞれに合った形のプランというか、実際には運営をしていく必要があるのではないかと思います。

これから新しく保全地域を指定していく場合にも、地元の方といろいろな折衝とかをしていくのだと思うのですが、どのあたりに重きを置いた保全地域にしていくかというのを十分に意見交換しながら、それぞれの場所に合った形の管理の仕方が進むといいのではないかと思います。

実際のプランの中でどういうふうにそれを文言にするかというのはちょっと難しいところでもあるのですが、それは私からのリクエストとして申し上げたいと思います。

あと、一つ質問なのですが、現在のこの50の保全地域で、ふだん地域の人が自由に入れないようになっている場所というのは全てと考えていいのですか。それとも、オープンになっている場所と、嚴重に柵がしてあって許可とかがないと基本的には地域の方であっても入れない場所もあるかと思うのですが、今、どんな形で管理されているかというのを概略教えていただけるとありがたいです。

○松岡課長 非常に希少性の高いものがあるところにつきましては、保護柵を設けまして、鍵をかけたりして、基本的に自由に入らないようにしている場所があります。例えば連光寺・若葉台里山保全地域。前回、先生にも御覧いただいたと思うのですが、そういったところは、あそこにいる希少な動植物を守るために入らないようにしています。そこまで閉鎖管理しているところはそれほど多くはないかと思っています。どうしても必要なところについてはそういう保護柵を設けたりしています。ですので、基本的にはどなたでも入ることは可能なのですが、特に今、そこに何があるかということを広報しているわけではないので、看板すらないところもありますから、そういったところは逆にもう少し知ってもらう必要があるのかなとは思っています。

○佐伯部会長 分かりました。ありがとうございます。

そうですね。現在、嚴重に管理をしていて、守るべきものがすごくはっきりしているところについては、そんなに無理して利活用を推進しなくてもいいのかもしれない。その点については、いろいろな場所に合ったやり方でいいのかなと思いました。

もう一つは、最近の保護地域の管理の仕方として、地域ごとに、場所ごとに協議会というのですか、地域の方とか市民の方を交えて、その場所をこれからどんなふうにしていきたいかという意見交換の場を求めていくと、そのことは皆さんの関心を高めたりもできますし、いろいろな意見を聞きながら無理なく保護を進められるというところもあると思います。現在そういった話し合いの場というか協議会のようなものがある保全地域はどのぐらいあるのかというのを教えていただけますか。

○松岡課長 少なくとも横沢入里山保全地域におきましては複数の保全団体の方が関わってございまして、そういった意味では、横沢入里山保全協議会にうちの東京都も参加していますし、地元のボランティア団体の方も複数の方が参加されていたりします。その中でお互いにどういう形でやっていくかというものは協議しながら進めているということでございます。

○佐伯部会長 協議会とかを立ち上げたり、みんなで合意形成しながら進めていくと手間のかかる部分もあるのですけれども、できればそういった輪を少しずつでも広げていって、そこで皆さんに関わっていただけると関心が高まる部分もあるのかなと思いましたので、こういったプランを立てるときにぜひ検討が進んだらいいのかなと思いました。

私からは以上です。

ほかに委員の皆様、何か補足とか追加で御意見ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

一ノ瀬委員、お願いします。

○一ノ瀬委員 ありがとうございます。

もう一つ、これも私が理解できていないのかと思いながら冊子のほうを見ていたのですが、このプランは何年の計画なのですか。プランがうまくいっているのか、いっていないのかとかをどういうふうにチェックして、どこで軌道修正するのかというのもちよっと分からなくて。その2050年という大きな目標は分かったのですが、例えば10年後までにどこにいて20年後にはどこに行くのか、それはないのでしょか。

○佐伯部会長 いかがでしょうか。

○松岡課長 そうですね。特にその期間といったものは設定してなくて。おっしゃるとおり、大きな目標としては2050年度というのがあるかと思っていますけれども、それまでに、例えば、今、進めていくプランの中で、もっとこうしたほうがいいのか、そういうことがさらに出てくるようでしたら、それはその時点でプランの改定というのを考えなければいけないのかなと思っていますが、基本的に今回初めて作るということもあって、まずはその大きな2050年度までの目標に向けてどういう形で進めていくかというのをとりあえず作っているというイメージでございます。

○一ノ瀬委員 なるほど。ほかの委員の質問も含め、伺っていて、私、プランというのが何らかの計画、例えば「みどりの基本計画」だったり、長いものでも基本的に大体10年ぐらいで行政計画を立てると思うのです。そういうイメージで当初これを伺っていたのですが、今、書かれている中身であったり、今のお話とかを伺うと、保全地域の保全・活用に関わる基本的な考え方とかをここで示していると理解すればいいのですか。そう思えばかなりじっくりくるなと改めて思ったのです。

○松岡課長 おっしゃるとおり、そういうビジョン的なところもあろうかと思うのですが、中には具体的な施策も盛り込んでいますので、そういった意味では、そこは計画というか実

施計画のようなものもあるのかなと思っているのです。

○一ノ瀬委員 大体理解しました。こだわっていてすみません。

あと一つだけ。送っていただいている保全活動ガイドラインというのは結構前に作っていらっしゃると思うのですけれども、例えば、プランができるとこれが更新されるとか、これとの関係はどんな関係にあるのでしょうか。

○松岡課長 そのガイドラインをベースに、今回、我々はプランのほうも考えていますので、基本的な方向性としては変わっていないと認識してございます。そちらのほうは、主にボランティア団体等、活動される方に向けたガイドラインですので、そごがある場合には改めてそこの改定も考えていきたいと思いますが、現時点ではそこの整合性はとれているのかなと思っています。

○一ノ瀬委員 私も整合性がとれていないということを指摘したかったわけではなくて、分かりやすく、よくできているガイドラインだなと思ったのですけれども、多分、今回プランで議論されている後半部分ですね。どうやって担い手の方を増やしていくのかというのはすごく重要なところだと思うので、このプランの中でそこを議論した後は、またこちら側が改定されるのかなとちょっと思ったので、伺った次第です。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

先ほどの、30年というすごく長いプランで、100ヘクタールで、どうやって進み具合を確認していくのかというのは、私もちょっと疑問に思っていたところで、質問して下さってありがとうございました。

どうなんですかね。30年というのはちょっと長いので、5年、10年ぐらいのステップとして目安とかを書き込むようなことは難しいのでしょうか。今後の検討課題として。ずっと先のこと過ぎて。理念を示すという意味では確かにあれかもしれないのですけれども、逆に、これが本当に生かされているかどうかを確認していくという意味では、ちょっと近い部分での目標とかが入っていたほうが、皆も評価したり、変更したりということが出来るのかなと思いました。その部分の一つ検討事項として提案させてください。

須田委員、すみません、お願いします。

○須田委員 須田です。たびたびすみません。

今の御意見について私もいろいろ思うところがあって。

今回の保全・活用プランというのは、基本プランであり、理念を示すものと私も捉えてい

ます。なので、ここに極めて施策的な、いつまでに何を絶対やりますみたいなことを必ずしも書き込まなくても思っているのですが、かといって、余りに漠然としたものばかりになってしまうと、本当にやるのかなみたいな気もするので、ある程度の目安ですね。例えば何年後にはどのくらいを目標としますぐらいのざっくりとした目標値みたいなものは入れてもいいなど。これは、今やっている地域戦略の改定も全く同じことだと思っているのですね。

私が思うには、こういうプランとか地域戦略とかを立てたときに、一番大事なことは、それに基づくアクションプランをきちんと立てて、この中に書かれているプランとか理念を実行するということだと思っているのです。それを実行していく中で、これはこうだねとか、これはああだねということが分かってくると思うのです。それを積み重ねた上で改定につなげるというのが、恐らく画竜点睛を欠かない改定の仕方だなと思っているのです。

今まで、保全・活用プランの中に書かれている個々の場、例えば場所保全とか管理とか、そういうのというのは個々の検討会で大分やってきました。それがここに積み重なってこれができていると思っているのです。なので、今後はこれを基に個々の検討会をするとか、実際的なアクションプランを作るとかして次の改定に結びつけていくという形がいいのかなと私は思っています。

以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

今の御意見について事務局から何かあれば、お願いします。

○松岡課長 その点につきましては、もう少し内部で検討させていただきたいと思います。御意見どうもありがとうございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、ほかに質問とか御意見がないようでしたら、今日のところはこれに関する審議のほうは終了いたします。

では、事務局からほかに何かあればお願いします。

○粕谷課長代理 委員の皆様、活発な御審議ありがとうございました。私からは今後のスケジュールについてお知らせさせていただきます。

来月の2月9日水曜日、午後2時30分から、第149回自然環境保全審議会本審議会が開催されます。御出席予定の委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

また、2月17日木曜日に第4回計画部会、第8回地域戦略改定検討会を開催いたします。

こちらもどうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして、第3回計画部会を閉会といたします。

今日はどうもありがとうございました。

○粕谷課長代理 ありがとうございました。

これにて閉会いたします。